

## 豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、業務の委託その他の契約（以下「工事請負契約等」という。）について、その適正な執行を確保するため、指名競争入札及び随意契約に参加する資格を有する業者（以下「登録業者」という。）の指名停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、登録業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより、当該登録業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、当該指名停止に係る登録業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき登録業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の登録業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 登録業者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期又は期間は、それぞれ別表各項に定める短期又は期間の2倍の期間とする。

(1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 次に掲げる措置要件の区分に応じ、その指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間にそれぞれに定める措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

ア 別表第7項の措置要件 別表第7項の措置要件

イ 別表第8項又は第9項の措置要件 別表第8項又は第9項の措置要件

3 市長は、登録業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間を短縮して定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、登録業者について、極めて悪質な理由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期又は期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、

指名停止の期間を当該長期又は期間の2倍まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止の期間中の登録業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の登録業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該登録業者について指名停止を解除するものとする。
- 7 第2項、第4項又は第5項の規定による指名停止の期間は、36か月を超えることができない。

(不正業者の報告)

第5条 関係課長等は、工事請負契約等に関し、第2条及び第3条に規定する登録業者（以下「不正業者」という。）を知ったときは、速やかに様式第1により財務部長に報告しなければならない。

(審議)

第6条 財務部長は、前条の報告その他によって不正業者を知ったときは、指名停止の適否及び期間について、その都度豊橋市建設工事審査会、豊橋市物品調達審査会又は豊橋市委託業務審査会（以下「審査会」という。）の審議に付すものとする。

(指名停止の通知)

- 第7条 市長は、指名停止を行い、指名停止の期間を変更し又は指名停止を解除したとき（以下「指名停止等」という。）は、様式第2、様式第3又は様式第4により当該登録業者に通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。
- 2 財務部長は、前項の指名停止等を行ったときは、様式第5により関係部課長に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 関係課長等は、指名停止の期間中の登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査会の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請負等の禁止)

第9条 関係課長等は、指名停止の期間中の登録業者が工事請負契約等について下請負し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該登録業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(雑則)

第11条 この要領の解釈及び運用は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」を基本とするものとし、解釈及び運用に疑義が生じたときは、審査会においてこれを決定する。

第 12 条 この要領に定めのない事項については、審査会の審議を経て市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 豊橋市建設工事請負業者等指名停止基準（昭和 60 年 3 月 30 日決裁）は廃止する。ただし、この要領施行の際、現に登録業者が豊橋市建設工事請負業者等指名停止基準により処分決定されているものについては、この要領による処分決定とみなす。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 10 月 20 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の要領の規定による下請負の取扱いについては、改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、従前の例によることとされる指名停止と同一の事実又は行為に係る登録業者の指名停止の取扱いについては、この要領による改正後の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 19 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、従前の例によることとされる指名停止と同一の事実又は行為に係る登録業者の指名停止の取扱いについては、この要領による改正後の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、従前の例によることとされる指名停止と同一の事実又は行為に係る登録業者の指名停止の取扱いについては、この要領による改正後の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、従前の例によることとされる指名停止と同一の事実又は行為に係る登録業者の指名停止の取扱いについては、この要領による改正後の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けている登録業者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により、従前の例によることとされる指名停止と同一の事実又は行為に係る登録業者の指名停止の取扱いについては、この要領による改正後の豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 工事請負契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格報告書、入札参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3 か月</p>
<p>(粗雑工事等)</p> <p>2 工事請負契約等の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。</p> <p>(2) 契約の履行に当たり、過失により工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して適當でないと指摘された者。ただし、契約不適合が輕微であると認められるときを除く。</p>	<p>当該認定をした日から 3 か月以上 12 か月以内</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 前2項に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当し、契約の履行に当たり、契約に違反し、信頼関係を明らかに損なわせ、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 受注者の責めに帰す理由により、契約を解除された者</p> <p>(2) 請負工事又は業務の一部を無届けで第三者に請け負わせた者</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められた者</p>	<p>当該認定をした日から 3 か月以上 12 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p> <p>1 か月以上 12 か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 工事請負契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（輕微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせた者</p> <p>(2) 負傷者を生じさせた者</p> <p>(3) 損害を与えた者</p>	<p>当該認定をした日から 3 か月以上 12 か月以内</p> <p>1 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者等の事故)</p> <p>5 工事請負契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者等に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせた者</p> <p>(2) 負傷者を生じさせた者</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(準用)</p>	

措 置 要 件	期 間
<p>6 第2項第1号及び第2号並びに前2項の規定は、本市以外の者が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、業務の委託その他の契約について適用することができる。</p>	
<p>(贈賄)</p> <p>7 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が贈賄の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市職員に対するもの</p> <p>(2) 本市職員を除く愛知県内の公共機関の職員に対するもの</p> <p>(3) 愛知県外の公共機関の職員に対するもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>24 か月</p> <p>12 か月</p> <p>6 か月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、同法違反容疑で公正取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p> <p>(2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの</p> <p>(3) 愛知県外におけるもの</p>	<p>当該事実を知った日から</p> <p>12 か月</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p>
<p>(談合)</p> <p>9 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p> <p>(2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの</p> <p>(3) 愛知県外におけるもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12 か月</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p>
<p>(建設業法その他の業務関連法令違反行為)</p> <p>10 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が建設業法その他の業務に関連する法令違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 か月以上 12 か月以内</p> <p>1 か月以上 12 か月以内</p>
<p>11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p>	<p>行政処分を知った日から</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(2) (1)以外のもの</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>13 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等（登録業者である個人又は登録業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。））が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(その他)</p> <p>14 第8項第3号、第9項第3号、第10項第2号及び第11項第2号の規定にかかわらず、特に市長が必要と認める場合は、これらの規定を適用しないことができる。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>